

新発田市 訪問型サービス(独自)サービスコード表 A2

(指定相当訪問型サービス)

(令和6年4月1日～) ※赤字は改正部分

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ(1)訪問型サービス費(独自)	イ(1)週1回程度の場合	1,176単位	1.176 1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ(1)訪問型サービス費(独自)	イ(1)週1回程度の場合	39単位	39 1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ(2)訪問型サービス費(独自)	イ(2)週2回程度の場合	2,349単位	2,349 1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	イ(2)訪問型サービス費(独自)	イ(2)週2回程度の場合	77単位	77 1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ(3)訪問型サービス費(独自)	イ(3)週2回を超える程度の場合	3,727単位	3,727 1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	イ(3)訪問型サービス費(独自)	イ(3)週2回を超える程度の場合	123単位	123 1日につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ(1)週1回程度の場合	12単位 減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		イ(1)週1回程度の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		イ(2)週2回程度の場合	23単位 減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		イ(2)週2回程度の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		イ(3)週2回を超える程度の場合	37単位 減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		イ(3)週2回を超える程度の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	利用者等にサービスを行う場合	事務所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	口 初回加算	200単位 加算		200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位 加算		100 1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	ハ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位 加算		200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算	50単位 加算		50 月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	ホ 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	ホ 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

新発田市 訪問型サービス(独自)サービスコード表 A2

(訪問型サービスA)

(令和6年4月1日～) ※赤字は改正部分

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	訪問型独自サービス/211	イ(1)訪問型サービス費(独自)	イ(1)週1回程度の場合	1,058単位	1,058 1月につき
A2	2121	訪問型独自サービス/211日割	イ(1)訪問型サービス費(独自)	イ(1)週1回程度の場合	35単位	35 1日につき
A2	1221	訪問型独自サービス/212	イ(2)訪問型サービス費(独自)	イ(2)週2回程度の場合	2,114単位	2,114 1月につき
A2	2221	訪問型独自サービス/212日割	イ(2)訪問型サービス費(独自)	イ(2)週2回程度の場合	69単位	69 1日につき
A2	1331	訪問型独自サービス/213	イ(3)訪問型サービス費(独自)	イ(3)週2回を超える程度の場合	3,354単位	3,354 1月につき
A2	2331	訪問型独自サービス/213日割	イ(3)訪問型サービス費(独自)	イ(3)週2回を超える程度の場合	111単位	111 1日につき
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ(1)週1回程度の場合	11単位 減算	-11 1月につき
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割		イ(1)週1回程度の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212		イ(2)週2回程度の場合	21単位 減算	-21 1月につき
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割		イ(2)週2回程度の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213		イ(3)週2回を超える程度の場合	33単位 減算	-33 1月につき
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割		イ(3)週2回を超える程度の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等	事務所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事務所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	ロ 初回加算	200単位 加算	200	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 加算	100	1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	ハ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 加算	200	
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算/2	ニ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ト 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

新発田市 通所型サービス(独自)サービスコード表 A6

(指定相当通所型サービス)

(令和6年4月1日～) ※赤字は改正部分

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
A6 1111			通所型独自サービス11	イ 通所型サービス費(1月につき)	事業対象者・要支援1	1,798単位	1,798 1月につき	
A6 1112		通所型独自サービス11日割	事業対象者・要支援1		59単位	59 1日につき		
A6 1121		通所型独自サービス12	事業対象者・要支援2		3,621単位	3,621 1月につき		
A6 1122		通所型独自サービス12日割	事業対象者・要支援2		119単位	119 1日につき		
A6 1113			通所型独自サービス21	ロ 通所型サービス費(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436単位	436 1回につき	
A6 1123			通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447単位	447 1回につき	
A6 C211			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18単位	-18 1月につき	
A6 C212			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		イ 通所型サービス費(1月につき)	事業対象者・要支援1日割	1単位	-1 1日につき
A6 C213			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		事業対象者・要支援2	36単位	-36 1月につき	
A6 C214			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		事業対象者・要支援2日割	1単位	-1 1日につき	
A6 C215			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 通所型サービス費(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	4単位	-4 1回につき
A6 C216			通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	4単位	-4 1回につき	
A6 D211			通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1	18単位	-18 1月につき	
A6 D212			通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		イ 通所型サービス費(1月につき)	事業対象者・要支援1日割	1単位	-1 1日につき
A6 D213			通所型独自業務継続計画未策定減算12		事業対象者・要支援2	36単位	-36 1月につき	
A6 D214			通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		事業対象者・要支援2日割	1単位	-1 1日につき	
A6 D215			通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 通所型サービス費(1回につき)	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	4単位	-4 1回につき
A6 D216			通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	4単位	-4 1回につき	
A6 8110			通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6 8111			通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6 8112			通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6 6105			通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合	イ 通所型サービス費(1月につき)	事業対象者・要支援1 376単位 減算	-376 1月につき	
A6 6106			通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2 752単位 減算	-752 1月につき		
A6 6207			通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 通所型サービス費(1回につき)	94単位 減算	-94 1回につき	
A6 5612			通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合	47単位 減算	-47 片道につき		
A6 5010			通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算	100単位 加算	100 1月につき		
A6 5002			通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算	225単位 加算	225 1月につき		
A6 6109			通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算	240単位 加算	240 1月につき		
A6 6116			通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算	50単位 加算	50 1月につき		
A6 5003			通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算	200単位 加算	200 1月につき		
A6 5004			通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150 1月につき	
A6 5011			通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160 1月につき	
A6 6310			通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算	480単位 加算	480 1月につき		
A6 5006			通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ-1	チ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480単位 加算	480 1月につき	
A6 5007			通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ-2		(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位 加算	480 1月につき
A6 5008			通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ-3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位 加算	480 1月につき	
A6 5009			通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位 加算	700 1月につき
A6 5005			通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算	120単位 加算	120 1月につき		
A6 6011			通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位	88 1月につき
A6 6022			通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ-22			要支援2(週1回程度)	88単位	88 1月につき
A6 6012			通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176単位	176 1月につき
A6 6107			通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位	72 1月につき
A6 6128			通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ-22			要支援2(週1回程度)	72単位	72 1月につき
A6 6108			通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位	144 1月につき
A6 6103			通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位	24 1月につき
A6 6124			通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ-22			要支援2(週1回程度)	24単位	24 1月につき
A6 6104			通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48単位	48 1月につき
A6 4001			通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位	100 1月につき	
A6 4002			通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位	200 1月につき	
A6 4003			通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ-2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位	100 1月につき	

A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算	40単位 加算		40	1月につき
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 11/1000 加算			

<定員超過の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費(1月につき)	1798単位	1,259 1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			
A6	8011	通所型独自サービス12定超	イ 通所型サービス費(1月につき)	3621単位	2,535 1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 通所型サービス費(1回につき)	436単位	305 1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22日割・定超			
				事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	
				定員超過の場合 × 70%	

<看護・介護職員が欠員の場合>

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費(1月につき)	1798単位	1,259 1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠	イ 通所型サービス費(1月につき)	3621単位	2,535 1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 通所型サービス費(1回につき)	436単位	305 1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22日割・人欠			
				事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	
				定員超過の場合 × 70%	

新発田市 通所型サービス(独自/定率)サービスコード表 A7

(通所型サービスA)

(令和6年4月1日～)

種類	項目	サービス内容略称		給付率	合成単位数	算定単位
A7	1001	通所型サービスA送迎なし	事業対象者・要支援1・要支援2 *月5回まで	90%	168	1回につき
A7	1002	通所型サービスA送迎あり	事業対象者・要支援1・要支援2 *月5回まで	90%	218	1回につき
A7	1003	通所型サービスA送迎なし(2割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2 *月5回まで	80%	168	1回につき
A7	1004	通所型サービスA送迎あり(2割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2 *月5回まで	80%	218	1回につき
A7	1005	通所型サービスA送迎なし(3割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2 *月5回まで	70%	168	1回につき
A7	1006	通所型サービスA送迎あり(3割負担)	事業対象者・要支援1・要支援2 *月5回まで	70%	218	1回につき

新発田市 介護予防ケアマネジメントサービスコード表 AF

(令和6年4月1日～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメント費A	事業対象者・要支援1・2 442単位	1月につき
AF	1002	介護予防ケア初回加算A	ロ 初回加算A	300単位加算	
AF	1004	介護予防ケア委託連携加算A	ハ 委託連携加算A	300単位加算	
AF	1501	介護予防ケアA+高齢者虐待防止未実施	ヘ 高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合	高齢者虐待防止措置未実施 438単位	
AF	1502	介護予防ケアA+業務継続計画未策定	ト 業務継続計画未策定減算を算定する場合	業務継続計画未策定 438単位	
AF	1503	介護予防ケアA+虐待防止未実施+業務継続計画未策定	チ 高齢者虐待防止措置未実施 + 業務継続計画未策定減算を算定する場合	高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定 434単位	
AF	2001	介護予防ケアマネジメントB	ニ 介護予防ケアマネジメント費B	事業対象者・要支援1・2 442単位	
AF	2002	介護予防ケア初回加算B	ホ 初回加算B	300単位加算	
AF	2501	介護予防ケアB+高齢者虐待防止未実施	ヘ 高齢者虐待防止措置未実施減算を算定する場合	高齢者虐待防止措置未実施 438単位	
AF	2502	介護予防ケアB+業務継続計画未実施	ト 業務継続計画未策定減算を算定する場合	業務継続計画未策定 438単位	
AF	2503	介護予防ケアB+虐待防止未実施+業務継続計画未実施	チ 高齢者虐待防止措置未実施 + 業務継続計画未策定減算を算定する場合	高齢者虐待防止措置未実施及び業務継続計画未策定 434単位	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。(AF1502、AF1503、AF2502、AF2503)